

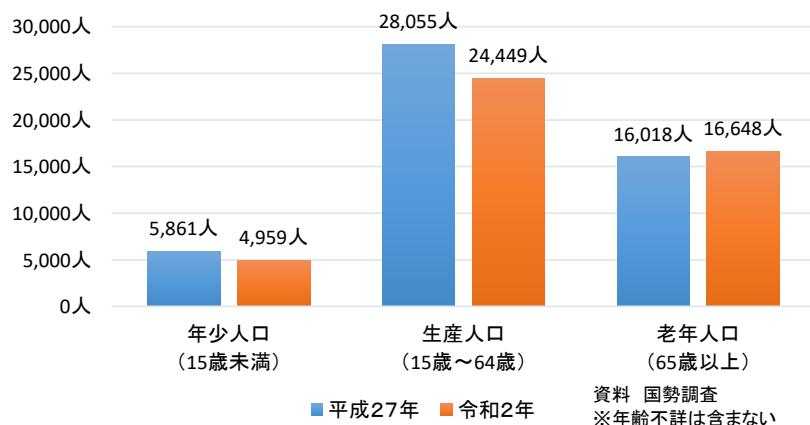
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

高島市の人口は平成 12 年の 55,451 人をピークに減少に転じ、令和 2 年の国勢調査では 46,377 人まで減少している。今後も急速に人口減少が進んでいき、国立社会保障・人口問題研究所によると令和 17 年には 4 万人を割り込む見込みである。また、人口減少率は、前回の平成 27 年調査の 50,025 人と比べ 7.2% 減となっている。加えて、生産年齢人口が平成 27 年の 28,055 人に比べ、令和 2 年では 24,449 人となっており約 12.8% 減少している。一方、高齢者人口は平成 27 年の 16,018 人に比べ、令和 2 年では 16,648 人となっており約 3.9% 増加している（図 1. 年齢別人口グラフ）。

図1.年齢別人口グラフ



本市の産業構造（令和 3 年経済センサス）を見ると、事業所数では、全産業のうち卸売業/小売業が 24%、製造業が 16%、建設業が 13% を占めている（図 2. 産業別の事業所数の割合）。一方で、従業者数では、製造業が 25%、卸売業/小売業が 21%、医療/福祉が 14% を占めており（図 3. 産業別の従業者数の割合）、このことから、製造業が本市の中核業種となっていることがわかる。

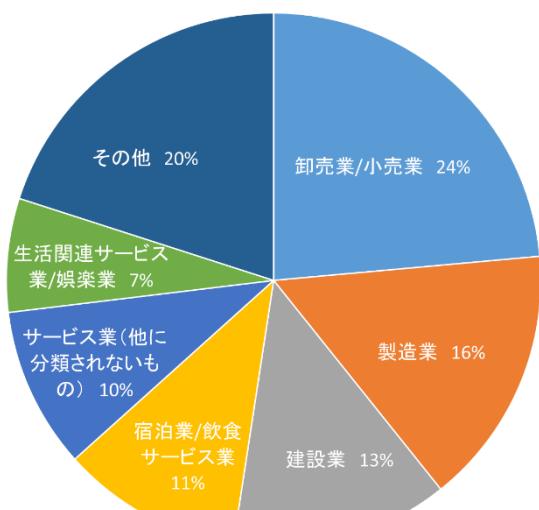


図 2. 産業別の事業所数の割合

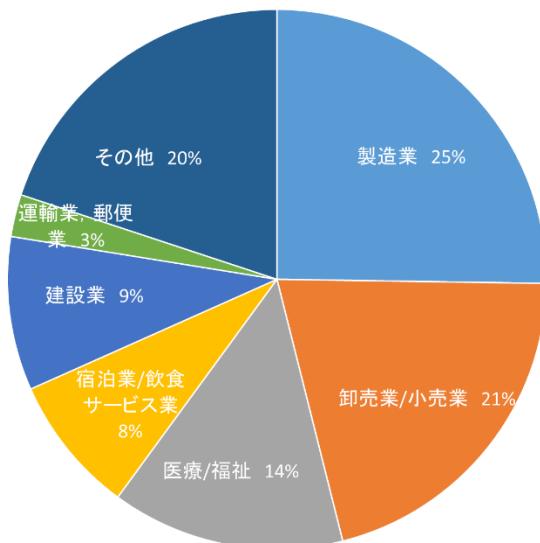


図 3. 産業別の従業者数の割合

また、本市の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け令和2年に0.81倍まで下落した。その後は令和4年平均で1.05倍まで上昇しており、県の平均水準を下回った状況で推移している（図4. 有効求人倍率の推移）。今後、人出不足の状況が続くことが予想されることから、多くの企業で労働力および生産性の確保が課題となっている。

以上のことから、市内中小企業の労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入を支援する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く中小企業の生産性向上を実現するため、高島市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、これらの各産業で広く中小企業の生産性向上を実現するため、全業種を対象とする。

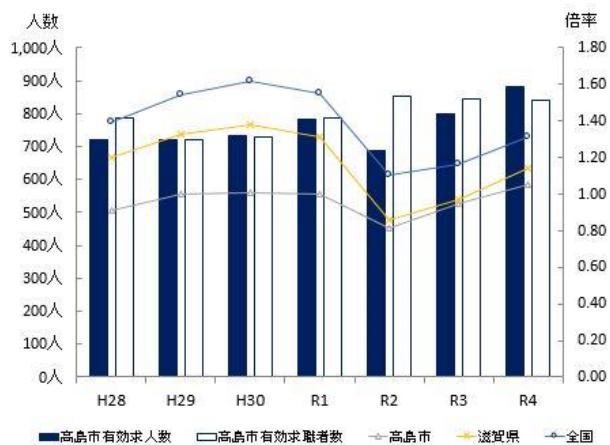


図4. 有効求人倍率の推移

生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働生産性が年率3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広く対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 市税を滞納している中小企業者の取組や、公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。